**TMU-SFC　規約**

**第一章　総則**

# 第１条　（名称）

当部はTMU-SFCと称する。

# 第２条　（設立日）

当部の設立日は2007年12月1日とし、「体験！化学実験実行委員会」（2005年8月1日設立）の組織を引き継ぐものとする。

# 第３条　（本部）

当部は本部を東京都八王子市南大沢１－１　首都大学東京　南大沢キャンパス内に置く。

# 第４条　（目的）

当部は以下を目的とする。

1. 近年問題となっている子どもたちの理科離れを阻止するため、体験型化学実験イベントを企画・運営し、日頃の学習成果を広く社会に還元する。
2. 部員が主体的にイベントを企画・運営するプロセスを通じて、化学に関する知識を深めるだけでなく、人間的に成長する場を提供し、社会に有用な人材を育成する。

# 第５条　（上部団体）

当部は首都大学東京 文化部連合に属する。

# 第６条　（内部組織）

大学祭でのイベントの企画・運営にあたり、部内に「体験！化学実験実行委員会」を設置する。委員会内の役職は、全て当部の役職を準用する。

# 第７条　（部員）

首都大学東京及び首都大学東京大学院に所属する学生のうち、第４条（目的）に賛同し、所定の手続きを経た者を部員として登録する。

**第二章　役員**

# 第８条　（役員）

当部は以下の役員を置き、執行部会を構成する。但し局長と代表の兼務は妨げない。

1. 代表
2. 副代表
3. 代表補佐
4. 総務局長
5. 財務局長
6. 備品管理局長
7. 広報渉外局長
8. 企画局長

# 第９条　（役員の選出）

次年度幹部の選出は、現幹部が総合的に判断して任命し、１１月の総会において承認する。

# 第１０条　（役員の権限）

1. 代表 当部を統括し、総会・執行部会において議長を務め、当部の活動を代表する。
2. 副代表 次期代表候補であり、代表の事務を補助し、代表が不在に場合は代表を代行する。
3. 代表補佐 前年度代表または副代表が務め、代表を補佐する。
4. 総務局長 総務局を統括する。
5. 財務局長 財務局を統括する。
6. 備品管理局長　備品管理局を統括する。
7. 広報渉外局長　広報渉外局を統括する。
8. 企画局長 企画局を統括する。

# 第１１条　（役員の要件）

副代表、代表補佐を除く役員は３年次であることを要し、副代表は２年次、代表補佐は４年次とする。但し、部員数が不足する場合はこの限りではない。

# 第１２条　（役員の任期）

役員は、１１月の総会を以って任命され、翌年１１月の総会を以って新役員とその職務を交代する。

**第三章　機関**

# 第１３条　（総会）

総会は当部の最高意思決定機関であり、全部員をもって構成される。

# 第１４条　（総会の招集）

総会は４月及び１１月に招集される。開催日は執行部会の決議に基づき、１週間前までに総務局がこれを周知する。

# 第１５条　（総会の権限）

総会は、次に掲げる事項を議決しなければならない。

1. 役員及び局員人事の承認・罷免を行うこと。
2. 会計・予算を承認すること。
3. 役員並びに役員会の本会統括、運営に対する異議申立てを決議すること。
4. 本会則の改正を行うこと。
5. その他、別に定める事項に関すること。

# 第１６条　（総会の定足数）

総会は、役員を3 分の2 以上含む部局配属者の4 分の1 以上の出席をもって成立する。

# 第１７条　（総会の議決権）

部員は、総会において各1 個の議決権を有する。

# 第１８条　（総会の表決）

総会に係る事項は、本会則において特別の定めがある場合を除き、総会に出席する部員の過半数の賛成をもって議決される。ただし、可否同数の場合は、議長が決する。

前項の場合において、議長は部員として議決に加わる権利を有さない。

# 第１９条　（総会の発議権）

部員は役員または執行部会に対して、総会に付議すべき事項を発議することができる。

# 第２０条　（総会の議事録）

総務局は、総会に際し議事録を作成し、これを管理保管しなければならない。

# 第２１条　（執行部会）

執行部会は第8条の役員により構成され、当部の運営を統括し、各部局及び活動を指揮監督する。

# 第２２条　（執行部会の招集）

執行部会は、代表、副代表、代表補佐または役員の3 分の１以上の要請により、代表によって召集される。

# 第２３条　（執行部会の権限）

執行部会は、次に掲げる事項を議決および決定しなければならない。

1. 本部の運営に関する指針、方針の決定並びに要綱を策定すること。
2. 総会の開催日、議事を決定すること。
3. 次期役員人事を決定すること。
4. 役員の発議または本会則の定める事項に関すること。
5. その他、別に定める事項に関すること。

# 第２４条　（執行部会の定足数）

執行部会は、全役員の過半数の出席により成立する。

# 第２５条　（執行部会の議決権）

役員は、執行部会において各1 個の議決権を有する。

# 第２６条　（執行部会の表決）

執行部会に係る事項は、本会則において特別の定めがある場合を除き、執行部会に出席する役員の過半数の賛成をもって議決される。ただし、可否同数の場合は、議長が決する。

# 第２７条　（執行部会の議事録）

総務局は、執行部会に際し議事録を作成し、これを管理保管しなければならない。

**第四章　組織**

# 第２８条　（組織）

当部は、以下の部局を総会、代表、副代表、代表補佐の下に設置し、執行部会の指揮監督に服する。

1. 総務局
2. 財務局
3. 備品管理局
4. 広報渉外局
5. 企画局

また、各部局は局長によって統括される。

# 第２９条　（局員）

部員は必ずいずれかの部局に所属しなければならない。但し、荒川キャンパスに通学する者はこの限りではない。１年次生の部局への配属については、９月に実施される「配属希望調査」に基づき、各部局の定数と照らし合わせながら執行部会が行い、１１月の総会において本配属が行われる。

# 第３０条　（総務局）

総務局は団体内部の業務を行い、主に以下の事務を所掌する。

1. メーリングリスト、Webサイト、ファイル共有システムなど、当部の活動に必要なシステムの管理
2. 名簿管理、スケジュール管理など、当部の運営に関わる情報管理
3. OB・OG会運営に関わる業務
4. 活動場所の確保及び管理
5. 議事録の作成及び管理
6. その他、別に定める業務

# 第３１条　（財務局）

財務局は当部の会計及び予算管理を行い、主に以下の事務を所掌する。

1. 年間予算案の作成及び決算
2. 部費の徴収及び管理
3. 外部資金の管理及び申請
4. 銀行口座の管理
5. その他、別に定める業務

# 第３２条　（備品管理局）

備品管理局は当部の活動に必要な備品・試薬の発注及び管理を行い、主に以下の事務を所掌する。

1. 団体が保有する備品や試薬の管理
2. イベントに必要な備品や試薬の発注
3. 消耗品の発注
4. その他、別に定める業務

# 第３３条　（広報渉外局）

広報渉外局は団体外との業務を行い、主に以下の事務を所掌する。

1. 文化部連合の対応及び、文連幹事の選出
2. Webページ更新内容の決定やブログ・Twitterの更新など、団体の活動を広報する活動。但しWebページ更新は総務局が行う
3. 出張実験イベントなどの対外的な交渉
4. 会誌の発行
5. その他、別に定める業務

# 第３４条　（企画局）

企画局はイベントの企画及び進捗管理を行い、主に以下の事務を所掌する。

1. 新入生歓迎会の企画運営
2. 大学祭実験イベントの進捗管理
3. 出張実験イベントの企画及び進捗管理
4. サークルレクリエーションの企画運営
5. その他、別に定める業務

**第五章　会計**

# 第３５条　（会計）

当部は、部員から徴収する部費により運営し、会計年度は４月１日から翌年３月３１日までとする。但し、部費の徴収額についてはその都度定める。また「体験！化学実験」は可能な限り外部資金の獲得により運営を行う。

# 第３６条　（会計報告）

財務局は、４月に行われる総会において、前年度の会計収支を報告しなければならない。

**第六章　附則**

# 第３７条　（部室）

当部は首都大学東京　南大沢キャンパス　学生ホール　３２５室を部室とする。

# 第３８条　（OB・OG会）

当部の卒業生は、当部内に設置されるOB・OG会に所属することができる。OB・OG会の詳細については別に定める。

# 第３９条　（規約の改正）

本規約の改正は、執行部会において提案され、総会において過半数の出席と出席部員の3 分の2 以上の賛成をもって成立する。

平成19年12月01日　施行

平成20年04月01日　改正（文化部連合に関する条項を追加）

平成22年04月01日　改正（部室に関する条項を追加）

平成24年 1月10日　改正（組織改組に伴って改正）